

表紙共 2 枚

仕様書件名：

産業廃棄物収集運搬処分（泡消火薬剤）

件 名	産業廃棄物収集運搬処分（泡消火薬剤）			図面番号	1/2
図 名	表 紙			縮 尺	—
総務部長	管理課長	営繕班長			担当
					
九州補給処 総務部 管理課				R8. 6. 22	

仕 様 書

1 件 名

産業廃棄物収集運搬処分（泡消火薬剤）

2 産業廃棄物の種類

（１）たん白泡消火薬剤（ヤマトエアフォーム ３１０）

（２）水成膜泡消火薬剤（メガフォーム F-623T）

3 排出事業者

陸上自衛隊九州補給処長

4 排出場所

佐賀県神埼郡吉野ヶ里町立野7-1 陸上自衛隊目達原駐屯地

5 細部事項

駐（分）屯地内に集積してある産業廃棄物（泡消火薬剤）の収集運搬処分を実施する。

6 摘 用

（１）産業廃棄物の収集運搬処分

（２）予定数量 たん白泡消火薬剤 1, 110kg（200Lドラム缶入り）

水成膜泡消火薬剤 460kg（200Lドラム缶入り）

7 一般事項

（１）本役務は、本仕様書及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守し、実施するものとする。

（２）本役務の写真は、搬出前・搬出後及び搬出搬入状況を撮影し、1部監督官に提出する。

（搬出前と搬出後は同じアングル写真で統一）

（３）本役務の実施にあたり、疑問等が生じた場合は、関係法令等に従い、監督官と協議の上、指示に従い実施する。

（４）本役務実施の際、駐屯地施設等に損傷を与えた場合は、請負者の負担において復旧する。

8 特記事項

（１）請負業者は、産業廃棄物収集運搬業許可証、産業廃棄物処分業許可証の写しを監督官に提出する。

（２）請負業者は、産業廃棄物収集運搬に際し、監督官と日程等を調整の上、その指示に従うものとする。

（３）請負業者は、産業廃棄物管理票に必要事項を記入後、契約期間内に監督官にE票まで提出する。

（４）請負業者は、消火薬剤を処分後、保管容器（ドラム缶）を部隊側へ返却するものとする。

件 名	産業廃棄物収集運搬処分（泡消火薬剤）	図面番号	2/2
図 名	仕様書	縮 尺	—
九州補給処 総務部 管理課		R8. 6. 22	